

三重とこわか国体・三重とこわか大会 輸送実施計画（第1次）策定業務委託仕様書

1 委託業務名

三重とこわか国体・三重とこわか大会輸送実施計画（第1次）策定
業務委託

2 業務の目的

令和3年に三重県で開催する三重とこわか国体及び三重とこわか大会において、多数の参加が見込まれる大会参加者及び一般観覧者を限られた時間内で安全かつ確実に輸送するため、輸送計画の策定、輸送力の確保、交通対策、バスの配車・運行体制の構築等を行うことで、輸送・交通業務を円滑かつ効率的に推進することを目的とする。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和2年3月16日（月）までとする。

4 通則

受託者（以下「乙」という。）は、本業務を実施するにあたり、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「甲」という。）に業務実施計画書を提出し、甲との十分な協議のもとに作業を進めるものとする。また、本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に関する疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定める。

5 業務の内容

乙は、本業務の遂行に当たっては、「第76回国民体育大会 輸送・交通基本方針（別紙1）」、「第21回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針（別紙2）」、「第76回国民体育大会 輸送・交通基本計画（別紙3）」及び、甲が貸与する「第76回国民体育大会 輸送・交通基礎調査」（以下「基礎調査」という。）、「第76回国民体育大会 輸送・交通（交通環境調査）」（以下「交通環境調査」という。）、「第76回国民体育大会 輸送・交通（輸送環境調査）」（以下、「輸送環境調査」という。）等の既定の計画及び調査報告書等の内容を踏まえ、甲が業務を担当する国体・大会開・閉会式及び大会競技会で輸送を実施する選手・監督、役員、式典出演者及び一般観覧者等を対象として、輸送実施計画（第1次）の策定を行う。その際、県内の交通事情、輸送力、会場周辺における他イベント時の交通状況等を把握するとともに、現地調査等に基づく計画の検証を絶えず行いつつ、具体的かつ実効性の

あるものとする。

なお、令和元年度中に、総合開・閉会式の式典計画、会場整備計画、仮配宿計画など、輸送交通業務に関連する各種計画の具体化が進行するため、必要事項の反映を常に行うこと。

(1) 三重とわか国体・三重とわか大会開・閉会式輸送計画の策定

乙は、三重とわか国体・三重とわか大会の開・閉会式輸送において、「基礎調査」、「交通環境調査」及び「輸送環境調査」の結果に基づき開・閉会式輸送計画（第1次）の策定を行う。加えて大会の輸送計画策定にあたっては、後述する「5（2）ア 輸送対象者の明確化」で整理を行う参加者の障がいによる輸送特性等に基づくこと。

ア データ分析・課題の抽出等

(ア) 「基礎調査」、「交通環境調査」及び「輸送環境調査」の分析及び課題の抽出・整理・検討

「基礎調査」、「交通環境調査」及び「輸送環境調査」を分析し、三重とわか国体・三重とわか大会時における交通輸送量などの現状を把握するとともに、今後の輸送計画策定・輸送実施における課題の抽出と整理を行うこと。その際、各調査において抽出された課題及び対策案を参考としつつ、独自の視点により改めて分析・検証を行うこと。

(イ) 計画輸送量の検証

上記（ア）のデータ分析及び課題の抽出・整理に基づき、以下の検討の前提として用いるため、別途甲が6月頃調査予定の「輸送量・輸送手段調査」の結果に基づく輸送量（輸送対象者及び車両台数）について検証する。なお、計画輸送量については、計画検討の進捗に応じ、必要な調整を加えるとともに、輸送ルート（方面）別、運行形態（計画バス・シャトルバス・乗用車等）別、参加者区分別に集計を行うこと。

イ バス輸送計画

(ア) 計画バス輸送計画

選手団、式典出演者、大会役員等、先催県の多くが計画バス輸送を行ってきた対象者の輸送方策を検証・検討すること。

a 計画バスの方面別輸送ルート、輸送人数、運行スケジュール、動線計画等の検討

計画バス輸送における選手団等の方面別輸送ルート（県内広域図及び会場直近図）、輸送人数、運行スケジュール（方面別の指定集合地

出発、到着予定時刻、会場側駐車場到着・出発予定時刻等)、動線計画を検討し、一覧表に整理し図示すること。

b 計画バスの必要車両台数の精査

上記 a の検討を踏まえ、計画バス輸送に必要な車両台数を精査する。

なお、台数の精査にあたっては、同一車両の副次利用、待機車両の活用、輸送ルート及び輸送人数に応じた大きさ・タイプのバス利用など、最大限効率的な利用を検討すること。

(イ) シャトルバス輸送計画

一般観覧者等、先催県の多くで駅・パークアンドバスライド（以下「P & B R」という。）シャトルバス輸送を行ってきた対象者の輸送方策を検証・検討すること。また、検討の際には、会場周辺の観光客用駐車場を国体用として利用することによって生じる可能性のある、代替駐車場からの観光客輸送も勘案すること。

a 乗降場バース数、輸送ルート、輸送人数、運行スケジュール、動線計画等の検討

「基礎調査」及び「交通環境調査」の結果に基づく輸送拠点候補地（鉄道駅、P & B R用駐車場）及び新たに利用計画策定の必要が生じたものとして甲が指示した輸送拠点候補地における乗降場バース数（駅およびP & B R駐車場側、会場側）、輸送ルート（緊急時の予備ルートを含む。）、輸送人数、必要バス台数、バス運行スケジュール、動線計画、乗降場における乗客の滞留スペースを検討し、一覧表に整理し図示すること。

また、上記検討を基に、計画的かつ効率的なシャトルバス輸送を行うに当たって利用すべき輸送拠点を選定し、当該選定した輸送拠点を活用した場合のシャトルバス輸送案の全体計画を図示すること。

b バス必要車両台数の精査

上記 a の検討を踏まえ、シャトルバス輸送に必要な車両台数を精査する。なお、台数の精査にあたっては、同一車両の副次利用、待機車両の活用、輸送ルート及び輸送人数に応じた大きさ・タイプのバス利用など、最大限効率的な利用を検討すること。

c 乗客の乗車時間分散方法の検討

シャトルバス輸送の円滑実施に必要となる乗客の乗車時間分散方法（参集時、離散時別）を検討すること。

ウ タクシー輸送計画

(ア) 開・閉会式終了後のタクシー利用計画の検討

開・閉会式終了後のタクシー利用計画の検討を行い、配車方法、待機場所、動線等の図面作成をすること。

なお、同計画は主となるタクシー事業者等と調整して策定すること。

(2) 三重とこわか大会輸送計画（第1次）の策定

乙は、本年度7月頃に実施を予定している参加意向調査（第1次）の結果に基づき、選手団、役員、式典出演者及び一般観覧者等の輸送計画を策定すること。また、策定に当たっては別途発注を予定している「令和元年度 三重とこわか国体・三重とこわか大会配宿業務委託」との連携を図ること。

ア 輸送対象者の明確化

(ア) 各選手団の障がいによる輸送特性及び輸送対象者を整理すること。

(イ) 日別に輸送対象者を分類、対象者別に輸送手段の考え方を整理すること。

イ 輸送体系案の作成（「指定乗降地（※）の選定」を含む）

日別輸送体系図、日別選手団輸送概要案を作成すること。

※「指定乗降地」とは、選手団が開催県へ来県する際、または開催県から離県する際に、開催県実行委員会が行う輸送の発着点とする駅などをいう。

ウ 全国輸送案の作成

(ア) 来離県時における日別・時間帯別・交通手段別人数を整理すること。

(イ) 来離県時に利用される予定の交通機関の輸送力分析、対応策を作成すること。

(ウ) 来離県時の利用予定交通機関状況を基に「指定乗降地」設定案を作成し、当該乗降場所における問題点等を把握すること。

エ 県内輸送案の作成（全般）

(ア) 指定乗降地・宿舍地区・各会場間における計画輸送の運行経路を作成し、各々の所要時間を算定すること。

(イ) 日別・競技種目別・会場別の計画バス等の発着見込み時刻一覧を作成すること。

(ウ) 各競技会場における駐車場候補地と車種別の駐車可能台数を作成すること。

オ 開・閉会式日の競技会輸送案の作成

(ア) 開・閉会式日における「開会式会場から各競技会場までの輸送」及び「各競技会場から閉会式会場までの輸送」の輸送対象区分別に輸送

人数と輸送手段案、発着時刻案を作成すること。

(イ) 開・閉会式日の駐車場候補地から最適なバス駐車場及び乗降場案を作成し、各々の利用台数を算定、車両配置区画、歩行者や計画車両等の誘導動線案を作成すること。

カ シャトルバス運行計画等の検討

各会場等周辺の公共交通機関の運行状況等を踏まえたシャトルバス運行計画を作成すること。

キ 輸送用車両必要台数の算定（バス、トラック、福祉タクシー等）

算定に当たっては下記ア～エに留意し、日別・種目別・車種別に作成すること。

(ア) 車種別の用途（輸送対象者）や輸送容量、車椅子利用者および車椅子の輸送方法を明確にすること。

(イ) バスについては、計画バス、シャトルバス等の使用区分別および貸切バス（大・中・小）、路線バス（一般、低床、リフト付き）等の車種別に算出すること。

(ウ) トラックについては、選手の車椅子、運動用具および楽器等を輸送するために必要な台数を算出すること。

(エ) タクシー（福祉タクシーを含む）については、参加意向調査（第1次）等に基づく少人数の選手団や電動車椅子使用者の輸送に必要な台数を算定すること。

(3) 三重とこわか国体・三重とこわか大会駐車場・乗降場等利用計画

乙は、下記により三重とこわか国体・三重とこわか大会開・閉会式における駐車場・乗降場等利用計画を作成すること。対象となるのは「基礎調査」に記載している全ての駐車場・乗降場（会場周辺のバス及び乗用車駐車場・乗降場、駅周辺のバス乗降場、P & B R 駐車場・バス乗降場、タクシー乗降場等）及び業務の進捗に応じ、新たに利用計画作成の必要性が生じたものとして甲が指示した駐車場・乗降場とする。

ア 利用予定地の現地調査

技術者による現地踏査等による予定地内のバス取り回し確認、出入口及び周辺道路通行確認を行うこと。

イ 上記アの調査を踏まえた駐車場・乗降場別の課題箇所の整理及び具体的な対策方法の提示

ウ 参加者区分別・参集地域別の駐車場、乗降場の割当ての検討

エ 駐車場・乗降場付近の誘導動線（参加者区分別及び車両別）の検討

オ 駐車場・乗降場別の場内利用計画の検討

駐車可能台数の調査に基づく駐車区画線引き、乗降バース、車両待機スペース、車両転回スペース、乗客滞留スペース、仮設物設置箇所、車両及び歩行者動線等を駐車場・乗降場別に図示すること。

カ 駐車場・乗降場別の整備計画

駐車場・乗降場の利用に当たって必要となる造成、改良工事、土入れ・ならし、草刈り、区画線引き、支障物の撤去・復旧等)の検討と概算経費算出

(4) 三重とこわか国体・三重とこわか大会における交通対策

乙は、三重とこわか国体・三重とこわか大会開・閉会式における交通対策を検討し、表に整理し図示すること。

ア 交通誘導必要箇所の抽出

下記の検討に基づき、交通誘導や交通規制が必要な箇所を抽出すること。

- (ア) 大会関係車両（バス、乗用車、タクシー、バイク、自転車、その他車両）の会場周辺の円滑かつ安全な動線を検討する。
- (イ) 大会参加者および一般観覧者の駐車場・乗降場から会場までの円滑かつ安全な歩行者動線を図示する。検討にあたっては、会場内の動線計画との整合を図るとともに、異なる参加者区分間の交錯箇所の処理、車両動線との交錯箇所の処理、多数の参加者の会場周辺道路の歩道通行および横断にかかる誘導等について特に留意すること。また、各駐車場・乗降場から会場までの動線において、甲が必要とする箇所の交通誘導要員の配置場所及び人数を検討し、図示すること。具体的な箇所については別途甲との協議にて定める。
- (ウ) 交通総量抑制の観点から、会場周辺道路へ流入する一般交通の効果的な迂回誘導を行う方策を検討すること。

(5) 三重とこわか国体・三重とこわか大会バス車両確保対策

乙は、三重とこわか国体・三重とこわか大会における開・閉会式輸送及び競技会場地輸送において必要となるバス車両の調達に係る次の調査・検討を行うこと。

ア 確保対策等の提案

本年度9月頃に県実行委員会が実施予定のバス提供可能台数調査を分析し、バス提供可能台数が国体・大会時利用予定台数に不足すると考えられる場合は、その調達対策（国体競技会輸送に必要なバスの幹旋制度の提案を含む。）と国体・大会開催までの関係機関との具体的な調

整等業務スケジュールを提案すること。

イ バス借上料金案の提案、調整

三重とこわか国体・三重とこわか大会時のバス借上料金案（国体競技会輸送に必要となるバス借上料金を含む。）を提案するとともに、対象となる関係団体との調整を行うこと。なお、料金案の作成に当たっては、関係法令及びアの調査により把握した県内事業者の料金水準を十分勘案するとともに、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成 26 年 3 月 26 日中運局公示第 176 号）」に基づいた運賃・料金の設定を反映させること。

ウ 関係機関への説明資料作成、説明等

バス確保にあたり、甲が行う関係機関（各県バス協会、タクシー協会、バス会社等）への説明にかかる資料を作成するとともに、説明時には必要に応じ同行し、説明の補助を行うこと。

6 業務実施計画書

乙は、契約締結後 10 日以内に業務計画書（各業務の実施行程、連絡先、実施体制等）を提出すること。

7 協議・打合せ等

業務における協議・打合せは、当業務の専従担当者が必ず立ち会うものとし、業務着手時、中間納品時及び成果品納入時に行うほか、県実行委員会が必要とした場合は、随時、調査の進行状況について、協議・打合せを行うとともに、資料及び情報等の提供を行うものとする。また、各打合せの結果を報告書とし、甲にすみやかに提出すること。なお、疑義が生じた場合は、遅延無く甲と協議し、その指示に従うこと。

8 権利義務の譲渡等

乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9 成果品

(1) 成果品は甲に帰属するものとする。成果品の内訳及び納品数は以下のとおりとすること。

ア 輸送実施計画（第 1 次）A 4 判カラー刷印刷製本 10 部

イ 輸送実施計画（第 1 次）（概要版）A 4 判カラー刷印刷製本 20 部

- ウ 上記ア・イの原稿・原図 一式
- エ 上記ア・イの各種電子データ 一式

(2) 納期

- ア 輸送実施計画（第1次）及び輸送実施計画（第1次）（概要版）
 - （ア）中間報告書（第1次） 令和元年11月22日（金）
 - （イ）中間報告書（第2次） 令和2年1月31日（金）
 - （ウ）最終報告書 令和2年3月16日（月）

イ その他

本業務の円滑かつ効率的な実施のため、乙は上記アの納期を厳守すること。また納期に関わらず、乙は甲の求めに応じ、随時必要なデータ等を提出すること。

(3) その他

提出する電子データは以下によること。

- ア 電子データの作成に使用するソフトウェアは、Microsoft Word、Microsoft Excel 及びMicrosoft PowerPoint のいずれかにより編集が可能なものを原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、甲と別途協議するものとする。
- イ 保存媒体は、CD±R若しくはDVD±Rを原則とする。また、保存媒体及び収納ケースの表面には本件委託業務の委託年度及び委託件名等を付記すること。
- ウ 成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに乙の負担で修正等を行うこと。

10 納入先

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局
(三重県国体・全国障害者スポーツ大会局 運営調整課 宿泊・輸送班)

11 検査等

成果品の納入後、甲が検査を行う。

12 著作権等

乙は、本件委託業務の成果品に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）を、甲に無償で納品時に譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。また、乙は成果品に係

る全てについて、甲の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。

なお、甲に組織改正等による変更があった場合には著作権は変更後の組織に、組織の解散があった場合には、三重県に帰属する。

13 留意事項

- (1) 乙は、業務全般の管理監督及び甲との調整を行う管理責任者を置くとともに、本業務に関し十分な知識及び経験を有する者をもって適切に業務を実施すること。
- (2) 乙は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守し作業を進めること。
- (3) 本業務に係る現地調査の実施に当たり、第三者の土地等に立ち入る必要のあるときは、事前に甲と協議するものとする。なお、第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において解決すること。
- (4) 個人情報を取り扱う場合は、別紙4「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
- (5) 乙は、調査の実施に当たり、事前に調査箇所の現場状況を確認するなど安全対策を徹底し、調査員の配置計画等については十分留意すること。
- (6) 乙は、本業務の趣旨を十分理解し、業務を進めること。